

運営指導の主な指導事項
(特定施設入居者生活介護・介護老人保健施設・介護医療院)

項 目	主 な 内 容
第3 人員に関する 基準	1 人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ① 業務を兼務する場合は、各々の勤務時間を分けて記録すること (理学療法士等による老健と通所リハビリテーションの兼務等) ② 人員基準で必要な各職員の必要数を配置すること
	2 勤務体制 <ul style="list-style-type: none"> ① 虐待防止、身体拘束、事故防止、感染症予防の研修を毎年実施すること ・施設サービスは、事故防止、感染症予防、身体拘束研修を年間2回及び 新規採用時研修が必須 ・特定施設は、身体拘束の研修を年間2回及び新規採用時研修が必須 ② 研修は、年間計画を立て、実施記録(欠席者への周知(研修)を含む)を残すこと
第5 運営に関する 基準	1 記 録 <ul style="list-style-type: none"> ① 提供したサービス(入浴等)の内容を日々記録すること ② 夜間巡視した記録を残すこと(時間表へのチェックでもよい) ③ 服薬の記録を残すこと(チェック欄へのチェックでもよい)
	2 身体拘束 <ul style="list-style-type: none"> ① 身体拘束の解除予定日は一律とせず、必要最小限の期間とすること (初回は1ヶ月以内、延長の場合は3ヶ月以内を目安) ② 拘束開始日までに家族の同意を得ること(延長する場合も同様) ③ 電話で同意を得た場合は、同意日、職員名、家族名を説明書に記載すること ④ (老健・療養医療)拘束の態様、時間ほかを医師が診療録に記載すること ⑤ 身体的拘束適正化委員会を3月に1回以上開催すること ⑥ 委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること ⑦ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること(入居者等への閲覧、職員研修の基本方針等) ⑧ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 (年2回以上及び新規採用時)実施すること ※記録を行わない、委員会を開催しない、指針を整備しない、定期的な研修を実施して いない事実が生じた場合は、介護報酬が減算となる 10%/日減算
	3 高齢者虐待の防止 <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者虐待が疑われる場合は、防止のための措置を十分に講じること。
	4 施設サービス計画 <ul style="list-style-type: none"> ① 入居日までに施設サービス計画(特定施設サービス計画)を作成すること ② 利用者又は家族の同意は速やかに得ること ③ 定期的にモニタリングを実施し、計画の見直しを行うこと ④ 計画の作成、見直しの際は、サービス担当者会議を開催し、議事録を残すこと
	5 非常災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 非常災害に関する具体的計画を策定し、従業者への周知と訓練を十分に行うこと ② 非常災害物資(非常用食料、飲料水等)を3日分程度備蓄するよう努めること ③ 浸水想定区域等に立地している場合は、水防法等に基づく避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施すること。
	6 衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> ① 少なくとも1年に1回以上、浴槽水の水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか確認すること
	7 苦情処理 <ul style="list-style-type: none"> ① 苦情や要望は報告書を作成し、職員へ情報共有してサービス向上に役立てること

8 事故防止	<p>① 骨折等で受診、または入院以上の事故が発生した場合は、事故報告書等を市町村及び県福祉事務所へ提出すること</p> <p>② 誤薬事故を防止するためマニュアル等を作成し、全職員が周知すること。また、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行うこと</p>
--------	--